

土壌医資格登録と継続研鑽に関する要綱

一般財団法人 日本土壌協会
平成 30 年 1 月 30 日一部改正

第 1 条 目的

土づくり推進やその指導業務を行う土壌医資格登録者(以下、土壌医、土づくりマスター及び土づくりアドバイザーをいう)は、資格登録後も土づくりに関する知識や技術とともに、指導レベルの維持向上に努めていくことが重要である。

このような観点から、本要綱では土壌医資格の登録、登録後の研鑽及び登録更新についての必要な基本的事項を定め、土壌医資格登録者の社会的な評価を高めるとともに、信頼性の確保を図るものとする。

第 2 条 土壌医資格登録と登録有効期間

1. 土壌医資格登録を行うことができる者は、一般財団法人日本土壌協会(以下、協会という)が行う土壌医検定試験に合格することが必要で、土壌医検定試験の区分とそれに対応する資格名については下表のとおりとする。

(土壌医検定試験の区分とそれに対応する資格名)

検定試験名	資格名
土壌医検定 1 級	土壌医
土壌医検定 2 級	土づくりマスター
土壌医検定 3 級	土づくりアドバイザー

2. 土壌医検定試験の区分に対応する資格を得るためには、協会に登録申請する必要がある。資格登録申請を行った者に対しては協会から登録証を交付する。
3. 登録の有効期間は、登録証の交付から 3 年間とする。
4. 土壌医資格登録者が登録更新するためには、第 3 条に定める継続研鑽(以下、CPD(Continuing Professional Development)という)を行うことが必要で、資格登録後 3 年間に第 3 条に定める所定の CPD 単位を取得する必要がある。
5. 資格登録を更新した土壌医資格登録者の次の登録更新時期は、登録証の交付日から 3 年間となり、その間に第 3 条に定める所定の CPD 単位を取得することが登録更新のために必要である。

ただし、平成 25 年度から平成 27 年度までに土壌医資格登録を行った者については、登録更新後の 3 年間に限り「土壌医の会と情報交流に関する要綱」(平成 26 年 3 月 1 日施行)に定める登録更新方式も適応する。また、資格登録後に行った研修会への参加等

実績についても資格登録の更新対象とする。

6. 資格登録の期限が切れた者が再登録をするためには、第3条に定める単年度に必要な最低限のCPD単位を取得した上で協会に資格登録の申請をする必要がある。

なお、土壤医検定試験合格後、3年間を超えて登録申請をしていなかった者が資格登録を申請する場合も同じ扱いとする。

7. 土壤医資格登録更新に必要なCPD単位が未達成の場合、虚偽のCPD単位申請が明らかになった場合及び資格登録者の信用を著しく傷つける行為を行ったことが明らかになった場合には資格登録の抹消を行う。

第3条 登録有効期間内、再登録等におけるCPD取得単位

1. 土壤医資格登録者が資格登録後及び登録更新後3年間に取得すべきCPD単位(1時間の研修等の受講が原則1CPD単位)は、最低30単位とする。
2. 資格登録の期限が切れた者が再登録を申請する場合及び土壤医検定試験合格後3年間を超えて登録申請をしていなかった者が資格登録を申請する場合には、単年度にCPD単位を10単位取得した上で申請する必要がある。

(土壤医資格登録者の登録更新、再登録等において必要なCPD取得単位)

区分	3年間	再登録等に必要な単年度のCPD単位
必要最低限のCPD単位	30単位	10単位

第4条 CPD単位認定の対象プログラム

1. CPD単位認定の対象プログラムは、営農現場の土づくりに関する知識及び技術の向上に資する内容のものとともに、活動成果の向上や社会貢献に資する内容のものとする。
2. 対象プログラムの種類は、研修会等の参加型のもの、講師等情報提供型のもの、業績等活動成果が対象となるもの、土づくりの普及等社会貢献が対象となるもの、自己研鑽型などとし、その内容は別表のとおりとする。
3. CPD単位認定対象プログラムの内容別の単位数は、内容によって学習密度や活動成果等に大きな差があることを考慮して単位の重みづけを行う。
4. CPD単位認定対象プログラムの中で同一内容でも活動成果等によって単位の重みづけが異なるものについては、協会内に審査委員会を設置して単位の重みづけを個別に審査する。
5. CPD単位認定の対象プログラムの中で研修会等参加型のものにあっては、次の機関が実施するものを対象とする。
 - (1)協会が主催、共催又は事務局となって行う土づくりに関する講習会、研修会等。
 - (2)土壤医の会に関する要綱(平成30年3月1日施行)に定める土壤医の会(以下、土壤医の会という)が主催又は共催で行う土づくりに関する講習会、研修会、見学会等。

6. 講習会、見学会等にあつては、特定の商品、材料等の宣伝、販売、取り扱い説明等を目的とするものであると判断されるものへの参加やその講師等については認定対象とはしない。

第 5 条 CPD 単位認定登録申請手続きと CPD 単位取得状況の閲覧

1. 土壌医資格登録者は、毎年度、協会に申請様式に基づき CPD の単位実績を登録申請する。申請は一定のまとまった CPD 単位取得がなされた場合に行う。
ただし、協会が主催、共催又は事務局となつて行った研修会等については、協会です務処理を行うので、CPD 単位登録申請の必要はない。
2. 土壌医の会の会員は土壌医の会が主催又は共催した研修会、見学会等について一括して協会に CPD 単位の実績を登録申請することができる。その場合、研修会、見学会等の出席者名簿の管理や証拠資料の整理に関して責任者を定め、責任者が当該土壌医の会の会員の CPD の時間実績をとりまとめて登録申請する。
3. CPD 単位実績の登録申請は、基本的に協会の資格登録者専用のウェブサイトを通じて行うものとする。資格登録者の CPD 単位実績の管理は協会が行う。
4. 土壌医資格登録者の CPD 単位の取得状況については、計画的に研鑽が行えるようにするため、登録番号別に資格登録者専用のウェブサイトで定期的に掲載する。

第 6 条 資格登録の更新と CPD 単位実績登録等の手数料

1. 土壌医資格登録者の登録更新が認められた場合に、協会は資格登録者に対し登録証を交付する。
携帯型の登録証を必要とする場合は、協会への申請により発行する。
2. 資格登録を更新する場合、本人から協会への資格登録更新の申請を必要としない。登録更新後の資格登録証には資格登録の有効期限を明記する。
ただし、資格登録の更新を必要としない場合は、有効期限の切れる前に協会に辞退届を提出する。
3. 土壌医資格登録者が CPD 単位取得実績証明書を必要とする場合には、協会に申請様式に基づき申請する。協会は年度単位の CPD 取得単位数とその内訳を内容とする証明書を交付する。
4. 土壌医資格登録者の CPD 単位実績申請、CPD 単位取得実績証明書の交付及び新規資格登録、再登録、登録更新並びに携帯型登録証の発行に際して協会に支払う手数料は下表のとおりである。
ただし、登録更新手数料については、平成 25 年度から平成 27 年度までに土壌医資格を登録した者については、1 回目を無料とし、その 3 年後の登録更新に当たっては登録更新料金を徴収する。

(土壌医資格登録者の CPD 単位実績登録等の手数料)

項 目		区 分	手数料
毎年度の CPD 単位実績登録申請(年間の手数料)	WEB 登録	土壌医の会正会員	無料
		上記以外	1,000 円/人
	文書登録	土壌医の会正会員	2,000 円/会
		上記以外	3,000 円/人
CPD 単位取得実績証明書の交付		土壌医の会正会員	1,000 円/部
		上記以外	2,000 円/部
資格登録申請	新規資格登録及び再登録手数料		6,000 円/人
	資格登録の更新手数料		無料(1 回目)
	◆平成 25 年度から平成 27 年度までに 土壌医資格登録した者		
	◆上記以外の登録者の場合		3,000 円/人
携帯型登録証の発行 (顔写真入り)		2,000 円/枚	

注：毎年度の CPD 単位実績登録申請及び CPD 単位取得実績証明書の交付の手数料は 1 回の申請当たりの料金である。

5. 土壌医資格登録者が別表の土壌医関係 CPD 認定対象プログラムと CPD 単位数の中の形態区分の中の「報告文、刊行物等への発表」(土づくりに関する技術図書の刊行)と「業績」について、CPD 単位の審査を受けるため協会に支払う手数料は下表のとおりである。

(土壌医資格登録者の業績等申請の CPD 単位審査等の手数料)

形態区分・内容	申請方式	区 分	手数料
◆報告文、刊行物等への発表(土づくりに関する技術図書の刊行) ◆業績	WEB 申請	土壌医の会正会員	無料
		上記以外	1,000 円/人
	文書申請	土壌医の会正会員	2,000 円/会
		上記以外	3,000 円/人

注:いずれも一件についての審査料金である。

第7条 補則

1. この要綱に基づく申請様式等細部については、別途協会ホームページで案内する。

(附則) 平成 27 年 4 月 24 日改正

1. この要綱は平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

(附則) 平成 30 年 1 月 30 日改正

1. この要綱は平成 30 年 3 月 1 日から適用する。

なお、平成 29 年度の CPD の単位実績の算定に当たっては、別表(土壌医関係 CPD 認定対象プログラム内容と CPD 単位数)の研修会等参加の欄の 土壌医の会の活動報告会及び業績の欄の 土づくり文献の解析のレポートは、平成 29 年度に行った活動等から適用対象とする。

また、別表(土壌医関係 CPD 認定対象プログラム内容と CPD 単位数)の土づくり普及活動欄の 土づくり普及活動及び業績の欄の 土壌医の会の活動業績については、平成 30 年度からの活動等を適用対象とする。

別表

(土壌医関係 CPD 認定対象プログラム内容と CPD 単位数)

形態区分	内 容	CPD 単位	CPD 単位数	協会への CPD 単位実績申請
研修会等へ参加	協会が主催、共催、事務局又は土壌医の会が主催、共催となる研修会、講習会、講演会、シンポジウム、研究会、現地見学会等 1 土壌医の会の活動報告会 (研究会等の中で活動報告やそれに関する意見交換を行なったものも対象)	時間	1 単位/時間 1 単位/時間	◆協会が事務局等となっている行事について申請の必要はない ◆地域土壌医の会、事業体土壌医の会の行事は一括土壌医の会で申請
技術指導	上記研修会等の講師、パネラー、助言者 農業現場への技術普及を目的して地方自治体、民間団体、企業が公式に開催する研修会等の講師、パネラー及び助言者 2	時間	3 単位/時間 3 単位/時間	◆申請手続きは上記と同じ
土づくり普及活動	土づくり普及のため、土壌医検定試験について関係機関等への普及活動 3 (活動に関わった正会員が対象)	時間	3 単位/時間	◆地域土壌医の会、事業体土壌医の会の活動は一括土壌医の会で申請
報告文、刊行物等への発表	協会機関誌「土づくりとエコ農業」への掲載 地方自治体、民間団体、企業等が公式に発行する土づくり関係技術誌等への報告文などの掲載 4 土づくりに関する技術図書の刊行(単著者、共著者の場合や執筆ページ数等によって単位数が異なる)	件	5 単位/件 5 単位/件 10~30 単位/件	◆申請の必要はない ◆個別に申請 ◆個別に申請
業績	土づくり実践や指導により作物の収量、品質改善、コスト低減のいずれかが達成できた成果(要レポート提出)(成果内容で単位数が異なる) 5 農家グループ等が表彰事業で受賞(土づくり関係を含む場合)(表彰事業の内容によって単位数が異なる) 6 土づくり文献の解析のレポート(多くの資格登録者が関心を有するテーマや内容のものが対象) 土壌医の会の活動業績 7 (当該単年度に、正会員平均で 10 単位/人以上となる活動を行なった土壌医の会が対象で、活動に関わった正会員各人に対して土壌医の会の活動業績に応じて単位を付与)	件	10~50 単位/件 10~30 単位/件 5~10 単位/件 3~15 単位/人	◆個別に申請 ◆個別に申請 ◆個別に申請 ◆土壌医の会で一括申請

形態区分	内 容	CPD 単位	CPD 単位数	協会への CPD 単位実績申請
自己研鑽及びその他	土づくり関係雑誌の定期購読(複数誌購読でも1雑誌のみが認定対象) ◆機関誌「土づくりとエコ農業」 ◆その他雑誌 8		6 単位/年度 3 単位/年度	◆「土づくりとエコ農業」は申請の必要なし ◆個別に申請
	土づくり関係図書(報告文を含む)の読後感想等のレポート 9	件	2 単位/件	◆個別に申請
	公的な機関における土づくり関係委員会等の委員就任	回	10 単位/ 回	◆個別に申請

注:1.協会に CPD 単位の実績申請するためには、次の証拠資料等が必要である。

1 土壤医の会が行った講習会等については、開催案内プログラム、会員の参加者名簿を添付する必要がある。

2 研修会等講師等については、その研修会の依頼文の写しが必要である。

3 普及活動の対象としては、農業高校等への準会場設置推進活動も含む。

4 報告文等掲載誌の該当部分のコピーが必要である。

5 業績レポートは 800 字以内でまとめ、関係するデータや写真等を添付する。

6 表彰事業の種類、実施主体、業績内容等がわかる資料を添付する。

7 土壤医の会の活動業績に関する CPD 評価は、研修会等開催回数、参加人数、土づくり普及活動等とともに、地域土壤医の会にあっては、前年度と比較しての正会員の増加などを評価の基本として審査会で行う。

8「土づくりとエコ農業」以外の土づくり関係雑誌については、雑誌名を明記する。(学術雑誌は対象から除く)

9 関心を有する内容の土づくり関係図書(報告文を含む)(発行元や執筆者名を明記)を読み、その内容要旨と今後これを参考に取り組んでみたい内容を記述する。

なお、土づくり関係図書(報告文を含む)の読後感想等のレポートの字数は、土づくりアドバイザーは 800 字程度、土づくりマスターは 1,200 字程度、土壤医は 1,600 字程度とする。

2.CPD 単位の時間は、移動や休憩時間を除き、研修プログラムの実質時間を積算し、30 分未満の端数があるときはその端数を切り捨て、30 分以上の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げ 1 時間単位に換算した時間とする。